

次のとおり徳島市上下水道局公有財産（不用物品）をインターネットを利用した公有財産売却システムによる一般競争入札により売却するので、徳島市上下水道局契約規程（昭和 4 2 年徳島市水道局管理規程第 2 1 号）第 1 条に基づき、徳島市契約規則（平成 3 年徳島市規則第 5 号）第 3 条及び第 5 条の規定を準用し公告します。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

徳島市上下水道事業管理者 石 川 稔 彦

### 1 入札の方式

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用して行う。

### 2 入札に付する物件

次の物件を入札し、売却する。物件の詳細については売却システム上の物件詳細画面を参照すること。

| 物件<br>番号 | 物件名           | 規格等            | 走行距離<br>(km) | 数量<br>(台) | 予定価格<br>(税込み) | 入札保証金    |
|----------|---------------|----------------|--------------|-----------|---------------|----------|
| 1        | 日野デュトロ<br>公用車 | 小型貨物<br>キャブオーバ | 110,296      | 1         | ¥ 315,000     | ¥ 31,500 |

※注 走行距離は駐車場等の移動を行うため、多少の増加があります。

### 3 現地説明会について

現地説明会を次のとおり実施する。ただし、物件の各種動作についてはエンジン始動、灯火等のスイッチ動作確認のみとする。参加希望の場合は、徳島市上下水道局総務課情報管財係（TEL 088-623-2093）に事前予約をすること。

(1) 場 所 徳島市南前川町 5 丁目 1 番地の 4 徳島市上下水道局 本庁舎前駐車場

(2) 日 時 令和 8 年 1 月 2 2 日（木）、2 3 日（金）の 2 日間  
午前 9 時から午前 1 1 時までの間（要予約）

### 4 入札執行の場所及び日時

(1) 場 所 売却システム上

(2) 入札期間 令和 8 年 2 月 1 7 日（火）1 3 時から令和 8 年 2 月 2 4 日（火）1 3 時まで

(3) 開札日時 令和 8 年 2 月 2 4 日（火）1 3 時

## 5 入札参加条件

次のいずれにも該当しない者であること。

### (1) 次のいずれかに該当すると認められる者

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

### (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していないもの。または、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

キ 前アからカまでの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### (3) 徳島市暴力団等排除措置要綱第三条に規定する排除措置を受けている者

### (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団、当該団体の構成員およびその構成員を役員、代理人、使用人または入札代理人として使用している者

### (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第五条に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役職員または構成員

### (6) 売却システムのIDを取得していない者（委任する場合は除く）

### (7) 徳島市上下水道局が定めるガイドライン及び売却システムに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

### (8) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である者

## 6 入札の参加申込等に関する事項

次に掲げるとおりの手続きを行うこと。

### (1) 参加仮申し込み手続き

入札に参加しようとするものは令和8年1月14日(水)13時から令和8年2月3日(火)14時までの間に、売却システムにより参加の仮申し込み手続きを行うこと。

(2) 参加の本申し込み手続き

上記(1)の仮申し込み手続き後、令和8年2月4日(水)17時（郵送の場合は当日消印有効。ただし、消印が確認できない場合は無効。）までに次の書類を郵送又は持参での提出により参加の本申し込みの手続きを行うこと。メール・FAXでの提出は不可とする。

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書（徳島市上下水道局ホームページに掲載）

イ 誓約書（徳島市上下水道局ホームページに掲載）

ウ 住民票（抄本・発行後3カ月以内のもの）または免許証の写し（参加申込者が個人の場合）

エ 商業登記簿謄本（発行後3カ月以内のもの）（参加申込者が法人の場合のみ必要で写し可）

(3) 参加申し込み者が代理人の場合は次の委任状を提出すること。

オ 委任状（様式1）（徳島市上下水道局ホームページに掲載）

## 7 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、徳島市上下水道局が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。登録は参加申し込み手続きの中で行うものとする。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、本人からの申し出により契約保証金に充当することができる。

(3) 落札者以外の納付した入札保証金は、原則として入札期間終了後にクレジットカードの与信枠の解除をする。

(4) 入札保証金には利息を付さない。

## 8 入札方法

売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は1度しか行うことが出来ず、郵送等による入札書の提出は認めない。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) この公告に示した入札に参加する者に必要な条件に該当しない者がした入札

(2) 虚偽の申し込み等を行った者による入札

(3) その他、関係法令等に違反する入札に該当するもの

## 10 落札者の決定

入札期間終了後、徳島市上下水道局は売却システムを使用して開札を行い、入札価格が予定価格以上で最高価格の入札者を落札者として決定する。

また、当該案件については1者のみの参加であっても入札を実施し、最高価格の入札者が複数存在する場合には、くじ（自動抽選）により落札者を決定する。

なお、落札者の決定にあたっては、落札者のログイン ID に紐付く会員識別番号を落札者の氏名（名称）と見なし、落札金額とともに売却システム上に一定期間公開する。

## 11 契約の締結

### (1) 契約書の作成の要否

要する。

### (2) 契約の締結

落札者は、令和8年3月3日(火)17時(郵送の場合は当日消印有効。ただし、消印が確認できない場合は無効。)までに徳島市上下水道局の送付した契約書を郵送又は持参して契約を締結しなければならない。期限までに契約を締結しなかった場合は、売却の決定を取り消し、納付した入札保証金は返還しない。

また、依頼書(契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書)を提出して入札保証金を契約保証金に充当しなければならない。契約保証金は、入札保証金と同額とし利息を付さない。

### (3) 売払代金の残金の納付方法及び確認について

ア 落札者は、落札代金から事前に納付した契約保証金を差し引いた金額を徳島市上下水道局の指定する納入通知書で納付しなければならない。令和8年3月10日14時30分までに入金すること。

イ 売払代金の残金の納付確認は、金融機関によっては時間を要することがあるため、検収済みの納入通知書兼領収書の写しを徳島市上下水道局へ電子メールまたはFAXで送信して確認する場合がある。

ウ 期限までに売却代金の残金の納付がなかった場合は、売却の決定を取り消し、契約保証金は返還しない。

## 12 所有権の移転及び名義変更等

(1) 売払物件の所有権は、契約を締結し落札者が売却代金の残金を納付した時に移転する。

(2) 売払物件の引渡し費用、所有権の移転費用等は落札者の負担とする。

(3) 落札者は、落札物件の所有権の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡・売買することはできない。

(4) 引渡し後30日以内に所有者及び自賠責保険の名義変更の手続きを行い、名義変更済の自動車検査証の写し、名義変更済の自賠責保険証の写しをメール等で提出すること。

## 13 売却物件の引渡し期限及び場所

(1) 徳島市上下水道局に残金の納付前に保管依頼書を提出すること。

(2) 売却代金の残金の納付後30日以内に次の引渡し場所で現状のまま引き渡すものとする。

引渡場所 徳島市南前川町5丁目1番地の4 徳島市上下水道局 駐車場

提出書類 物品受領書 身分証明書の写し

(3) 遠方等の理由により落札者が引渡しに来ることができない場合は、落札者側の負担で運送会社等の手配を行うこと。この場合は委任状(様式2)、受任者の身分証明書の写しが必要となる。

## 14 その他

(1) 徳島市上下水道局は売払物件の契約不適合責任は負わない。

- (2) 契約締結後に徳島市上下水道局の責に帰することができない事由により物件の滅失及び毀損等が生じた場合は、徳島市上下水道局に対して契約の解除及び売却代金の減額を請求することはできない。
- (3) 売却代金の残金の納付後、落札者が売却物件の引取りを放棄した場合は、契約保証金及び売却代金の残金を返還することはできない。
- (4) 申込等にかかる一切の費用は参加者の負担とし、提出された書類等についてはいかなる場合にも返却しない。
- (5) 引渡し後30日以内に車体にある「徳島市上下水道局」の文字は落札者の負担で消去すること。また、消去後の車両の写真を撮影し、メール等で徳島市上下水道局総務課情報管財係まで送ること。

15 入札及び契約に関する事務の担当

徳島市上下水道局 総務課 情報管財係

〒770-0808 徳島市南前川町5丁目1番地の4

TEL 088-623-2093

E-mail suido\_somu@city-tokushima.i-tokushima.jp

以 上